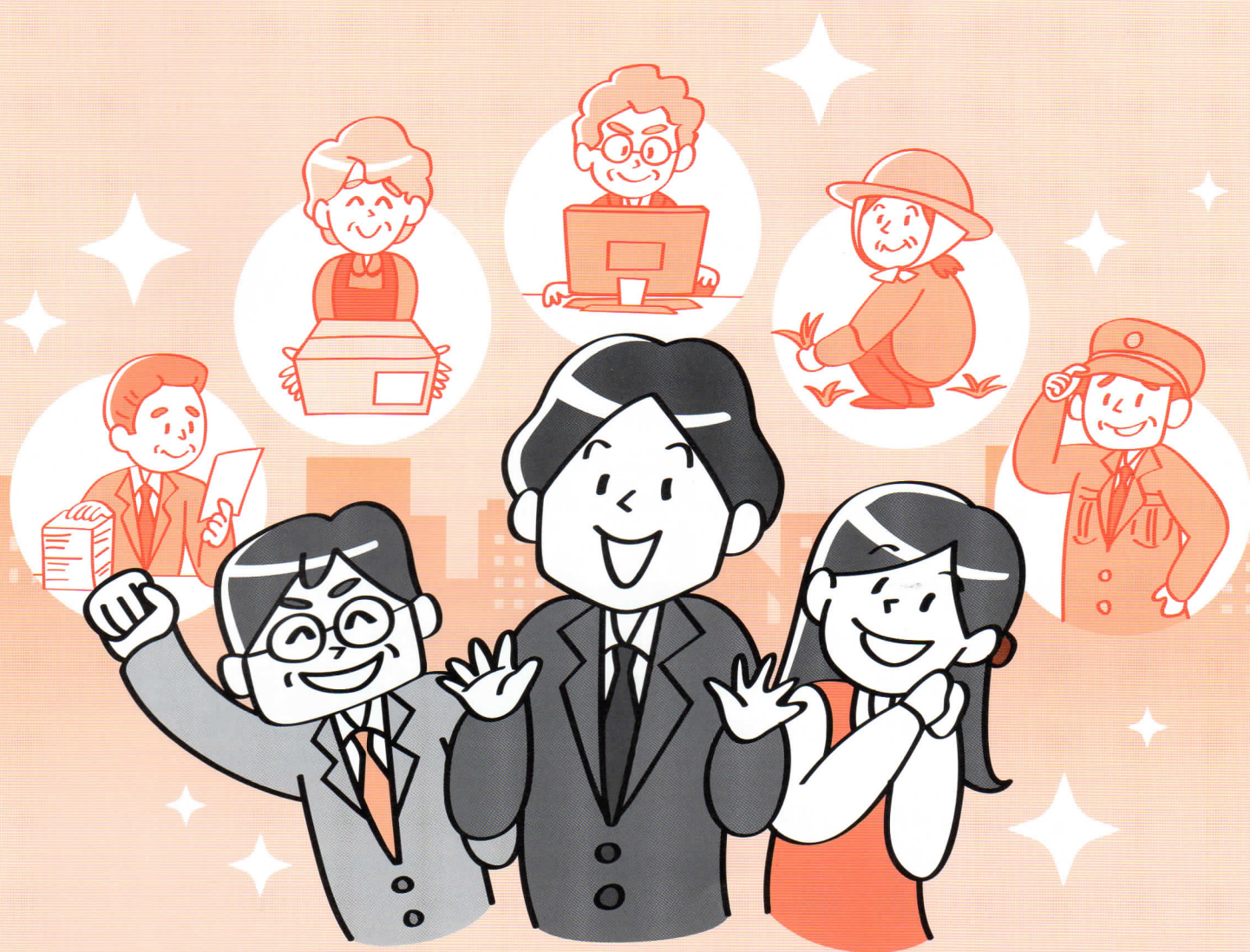


短期的・短時間・低コスト!! 幅広い業務を取り扱います

シルバー派遣事業の ご案内



公益社団法人 下松市シルバー人材センター

我が街の人材バンク。



■ シルバー人材センターとは？

当シルバー人材センターは、高齢者に適した就業の場を提供するため、昭和62年8月1日に山口県知事の認可を受け「社団法人 下松市シルバー人材センター」として発足し、その後、国の公益法人制度改革により平成24年4月1日から新たに「公益社団法人 下松市シルバー人材センター」に移行しました。

当センターは、原則として60歳以上の方で、「働く機会を得たい」「社会に役立つ仕事をしたい」という、健康で働く意欲のある高齢者を会員とし、企業や一般家庭、市・県等の公共団体から、臨時的で短期的な仕事を請け負い会員に提供することを目的とした公共的な団体です。

自主・自立で組織を運営し、お互い助け合いながら、共働・共助の精神で事業活動を行っています。

特徴

- 高齢者にふさわしい仕事を、企業・一般家庭・公共団体から引き受け、会員に提供する公益法人です。
- 自主的な会員組織です。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画します。
- 会員の働いた仕事の内容に応じて「配分金」を支払います。
- 就業や収入の保証はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- 会員の技能・技術を高めるため、各種の講習を実施しています。

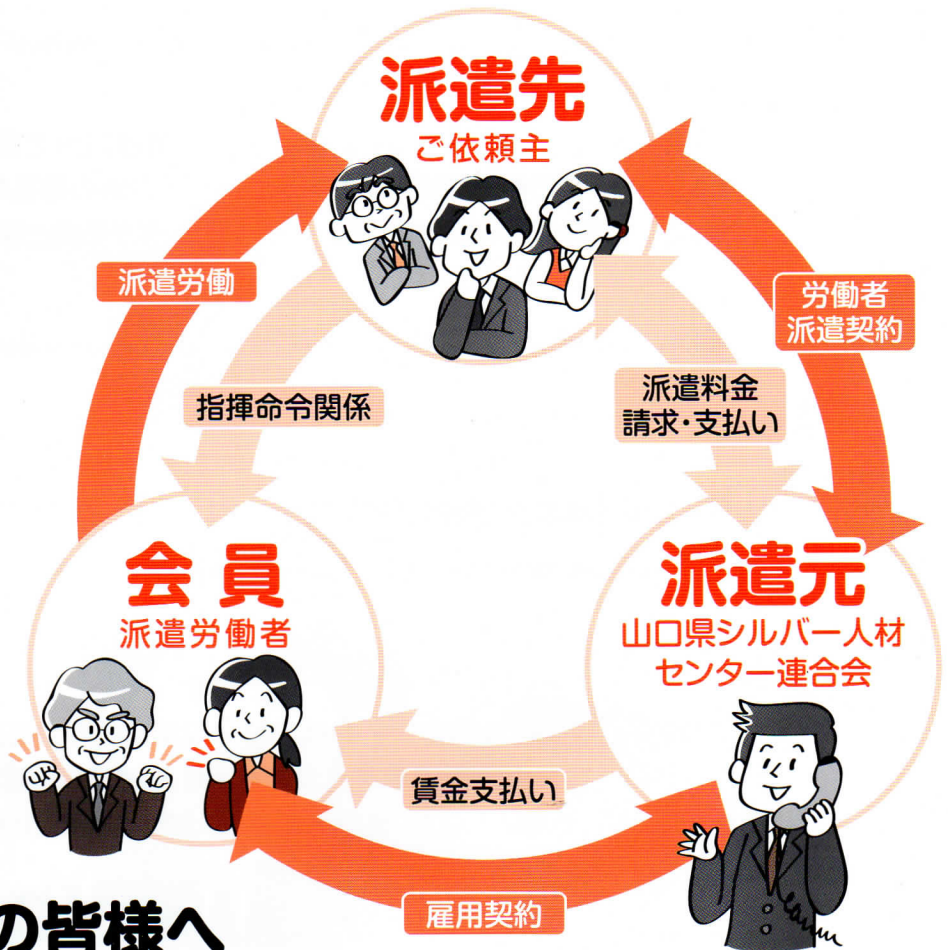
シルバー派遣事業

当センターは、平成21年4月から人材派遣事業を始めています。当センターに登録されている会員の中から、派遣事業による就業を希望する会員を派遣労働会員として登録し、企業へ派遣します。これまでに培った豊かな知識・技能を活かして、より専門的な分野で活躍していただき、地域社会に貢献していただく機会を提供いたします。

「シルバー派遣事業」って？

シルバー人材センターでは、会員の就業機会拡大につなげるため、これまでの請負や委任による働き方だけでは対応できなかった「発注者の従業員との混在作業」や「指揮命令を受ける作業」など、多様な働き方が可能となるシルバー派遣事業を始めました。(法の定めにより、港湾運送業務・建設業務・警備業務・病院などにおける医療関係業務への派遣はできません。また、製造業などの多くの業種は、最長3年までの派遣期間制限があります。)

※(公社)山口県シルバー人材センター連合会との労働契約に基づいて働くこととなります。当センターは、実施事務所として窓口業務を行います。



事業主(派遣先)の皆様へ

- 原則**60歳以上**の派遣労働会員を派遣します。
- 豊かな知識・経験・技能**を有した会員(人材)を事業主のニーズに合わせて派遣します。
- 派遣労働者は、「**臨時的・短期的な就業(月10日程度以内)またはその他軽易な業務(週20時間未満)**」の就業になります。
- 短期的、短時間、低コスト**でお役に立ちます。
- シルバー人材センターが行う派遣事業は、**一般派遣事業と同じく幅広い業務を取り扱います。**
- 労働者派遣契約を締結し、派遣労働会員を派遣します。
- 労働者派遣契約に基づき、派遣契約料金をお支払いいただくこととなります。



Q. 請負・委任の仕事と派遣の仕事はどう違うの？

A. 通常の請負・委任の仕事は、会員と発注者あるいはシルバー人材センター間のいずれにおいても雇用関係は発生しませんが、派遣中の仕事はシルバー人材センター連合会との雇用関係が生じ、労働者派遣契約に基づき、派遣先である事業所の指揮命令を受けて働くことになります。



Q. 一般労働者派遣ではどんな仕事ができるの？

A. 労働者派遣法で定められている適用除外業務以外であれば、どのような仕事でも派遣可能です。あくまでも「臨時的・短期的な就業」「その他の軽易な業務にかかる就業」に限ります。また、危険・有害な作業を内容とする仕事、損害賠償が多額となることが見込まれるような仕事はお引受けできません。



Q. 一般労働者派遣中に派遣会員の事故が発生したときはどうなるの？

A. 一般労働者派遣中に発生した傷害事故については、労働者災害保険(労災保険)が適用されます。



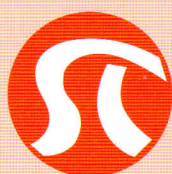
Q. シルバー人材センター連合会が行う一般労働者派遣事業ってどんなもの？

A. 「臨時的・短期的な就業」「その他の軽易な業務にかかる就業」がシルバー派遣事業です。それ以外は一般労働者派遣事業と変わりません。また、派遣会員はシルバー人材センターの会員ですので、原則として60歳以上です。長年にわたり培った知識・経験・専門技術を持った派遣会員が企業等の即戦力として期待されています。



Q. 受託事業の会員と派遣労働会員に違いはあるの？

A. シルバー人材センターの会員として何ら区別は生じません。



公益社団法人 **下松市シルバー人材センター**

〒744-0074 下松市潮音町二丁目16番8号

TEL (0833) 44-2600 **FAX (0833) 44-2602**